

報告第7号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年5月16日提出

新居浜市長 佐々木 龍

平成22年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）



専決第7号

処 分 書

平成22年度 新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について

平成22年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年3月31日

新居浜市長 佐々木 龍

平成22年度 新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成22年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,222,494千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 療養給付費等交付金		582,996	30,000	612,996
	1. 療養給付費等交付金	582,996	30,000	612,996
6. 共同事業交付金		1,598,468	—	1,598,468
	1. 共同事業交付金	1,598,468	—	1,598,468
歳入合計		13,192,494	30,000	13,222,494

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 共同事業拠出金		1,598,473	△70,000	1,528,473
	1. 共同事業拠出金	1,598,473	△70,000	1,528,473
6. 保健事業費		127,919	△40,000	87,919
	2. 特定健康診査等事業費	99,858	△40,000	59,858
7. 基金積立金		100,500	150,000	250,500
	1. 基金積立金	100,500	150,000	250,500
10. 予備費		10,000	△10,000	—
	1. 予備費	10,000	△10,000	—
歳 出 合 計		13,192,494	30,000	13,222,494

歳 入 歳 出 予 算 補 正 (歳 出)